

令和2年環境生活委員会 開催状況

開催年月日	令和2年11月4日(水)	
質問者	民主・道民連合	広田 まゆみ委員
答弁者	環境生活部長	築地原 康志
	自然環境担当局長	小林 隆彦
	動物管理担当課長	藤島 京子

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 動物愛護政策について 動物愛護政策について伺いたいと思います。 昨今、動物の多頭飼育の課題であるとか、虐待の事案などで、道民の皆さん、国民の皆さん、すごく関心が高い話題にはなっているところでございます。</p> <p>(一) 犬猫の殺処分率等について まず最初に伺いますけれども、犬猫の殺処分率等についてですが、動物愛護対策に関して、本道における、これまでの犬猫の返還譲渡率や殺処分率の推移について伺っておきます。</p> <p>(二) センターの設置がされなかった理由について これまでのそういう努力が続けられてきたということですが、ヨーロッパなどの諸外国と比較するとですね、大変、日本のペットといいますか、コンパニオンとも言われるということですが、より強い対策が求められておきまして、昨年法律も改正されたということで、先の定例会の知事総括質疑においても、動物愛護管理センターの設置も含めた今後の体制について検討する旨のご答弁がありました。検討のきっかけとしては、先程ちょっと申し上げた動物愛護管理法の改正であるとか、さらにはコロナ禍におけるペットの飼い主さんが感染症が発覚した場合、ペットを預かる場所がないということで、そういう動物の収容施設の必要性が高まったことなどがあると認識をしておりますが、これまで道としてセンターを設置してこなかった理由について改めて伺いたいと思います。</p>	<p>(動物管理担当課長) 犬や猫の引き取り後の対応についてでございますが、「動物の愛護及び管理に関する法律」、いわゆる「動物愛護管理法」に基づき、道をはじめ、指定都市の札幌市、中核市の旭川市と函館市では、所有者などから要請があった場合、犬猫の引取を行っておりますが、まずは飼い主自身で新しい飼い主を探すよう促すなど、命あるペットを最後まで責任をもって飼育することを求めてきたところでございます。</p> <p>こうした取組の継続によりまして、過去5年間の引取数等の推移を見ますと、全道の犬猫の引取数は、平成26年度の約6,900頭から令和元年度には約3,400頭となり、殺処分率は平成26年度の34%から令和元年度には約4分の1の9%となり、それぞれ減少し、譲渡率は平成26年度の50%から令和元年度には65%に増加してございます。なお、返還率は、ほぼ15%で推移しております。以上です。</p> <p>(動物管理担当課長) これまでの道の対応についてでございますが、道では、これまでも動物の愛護や保護など機能の充実につつまして検討を行ってきておりますが、本道の広域性という特性を踏まえ、14か所の振興局環境生活課におきまして、ペットショップなどの動物取扱業の監視・指導などについて対応し、40か所の道立保健所・支所におきまして犬猫の引取・譲渡につつまして連携して対応してきたところでございます。</p> <p>こうした中、昨年の動物愛護管理法の改正により、ペットの適正飼育に関する指導や犬猫の引取など、動物愛護管理センターの業務が新たに都道府県の役割として規定され、国から、近く、自治体の動物収容施設の施設・管理基準が示される予定です。</p> <p>しかしながら、現在の道の業務体制や収容施設では、災害時の緊急収容や、新型コロナウイルスに感染された方が飼育するペットの一時預かりが困難であり、また、国が示すこととしている動物収容施設の施設・管理基準に適合できないことなどの課題があると認識しております。以上です。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 自治体との連携等について 今、全国において県として動物愛護管理センターを設置していないのは、なんか北海道だけになったということで、この数年の間にばたばたと動物愛護管理センターの設置が進んできたというのは承知をしているところなんですけれども、一方でどうもですね、保健所の本当に努力によってですね、民間との連携によって、動物愛護管理センターないまでもですね、その機能を一定程度果たしてきたのではないかと私自身は思っております。動物愛護の関心のある団体の方からすると、もっとより強い行政の関わりを求めるところというのを承知をしておりますけれども、一方で今まで道が培ってきたそういう実績というのはひとつ大事にしていかなければいけないと思います。私もよく他の県の先進事例とかというものを言うわけですが、この広大な北海道において、これからどういうふうに考えていくかということですが、道内の市町村自治体との連携ですとか、特に先行して愛護センターを設置している自治体もございますので、そこどどのように連携を図り、検討を臨んでいく考えかを伺いたいと思います。</p> <p>(四) 検討の方向性について 今後の検討の方向性についてなんですけれども、繰り返しになりますけれども、私としては、道ではハコモノのセンターはない中でも、振興局環境生活課と保健所が連携して、犬猫の引取ですとか、飼い主がいない犬猫の預かりだとか、そしてその飼い主を見つけるといことを色々努力をされてきたというふうに認識をしています。今後、動物愛護センターを設置すると知事が答弁されたんですけども、ハコモノとして設置をしていく方向なのか、またはこのセンター機能のさらなる充実を図っていくということが重要なのか、どのような位置づけで体制の検討を行うのか伺いたいと思います。</p> <p>特にですね、コロナ禍におけるペット対策ということも含めてですね、大きな道庁組織としても検討が加速したというふうに受け止めてはいるんですけども、そうであるならばですね、今までセンター機能の一部を担ってきた保健所の皆さん、現場の皆さんにおけるですね負担軽減が、その現場にも伝わるといことが重要と考えますけれども、保健福祉部とはどのように連携を図っているのか伺いたいと思います。</p>	<p>(動物管理担当課長) 自治体との連携等についてでございますが、「動物愛護管理法」においては、道をはじめ指定都市などの札幌市、旭川市、函館市における犬猫の引取などの具体的な事務を定めているほか、全ての地方公共団体においても、動物愛護の普及啓発などに努めるよう規定しているところでございます。</p> <p>道では、例年、市町村と連携して、動物愛護に関するイベントを実施しており、市町村等が開催する防災訓練におきましても、災害時におけるペットとの同行避難等、普及啓発に努めているところでございます。</p> <p>広大な本道におきまして、動物愛護管理施策を推進するためには、今後も普及啓発や災害対策など市町村との連携が重要でありますことから、道として現在の取組を継続するとともに、「動物愛護管理法」の改正で新たに示されました都道府県の役割に適切に対応するため、改めて、市町村との連携のあり方についても検討する考えです。以上です。</p> <p>(自然環境担当局長) センター業務の検討についてでございますが、動物愛護管理センター業務の推進体制の検討にあたりましては、本道の広域性に加え、災害時や新興感染症のまん延、国の新たな基準などにも対応する必要がありますことから、専門家や関係団体などのご意見を伺いながら、本道の実態に即した業務推進体制のあり方について、関係団体などとの連携を含めて検討する考えでございます。</p> <p>特に、広大な本道において効果的にセンター業務を実施するためには、地域の体制も検討する必要がありますが、保健所において引き取り後、譲渡に至らず長期飼養せざるを得ないケースが生じていることなど、これまでの課題についても改善を図る必要があります、体制につきましては業務の集約、効率化を含め、関係部とも連携して検討していく考えでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 今後の検討について</p> <p>次に今後の検討について伺いたいと思うんですが、この動物愛護センターの役割としてですね、殺処分を防ぐとか、そういう動物たちの愛護を行うということもあると思うんですが、私自身は特に広域自治体の道に期待するところは、動物の愛護、保護の推進だけではなく、ある意味で飼い主や事業者に対する指導、指示の徹底というのもですね、重要と認識しております。ただこれはそういうふうには指導、指示を徹底するというと、結局行政職員の負担にもなるので、それは私ちょっとある意味本末転倒となる気もしますけども、今後の検討の動物の愛護、保護の推進だけではなく、いわゆる厳しく言う言い方だと取り締まりなども含めてですね、どのように対策を取られていくのか検討の方向について伺いたいと思います。</p> <p>(指摘)</p> <p>最後に指摘ということになりますけれども、部長からも幅広く検討して下さるということだったので、簡単にはいかないと思いますけれども、私としては広域自治体である道の仕事としてですね、北海道モデルのペット税などの導入も検討されるべきだというふうに思っています。ヨーロッパなどの事例でいきますと、税によって犬猫の被る不幸を最小限にするという効果が実際に出ていますし、新しい改正の動物愛護法では、例えばチップを埋め込むとかそういう問題も出ておまして、誰がどういうふうにそれを埋め込むのかとか、実際に予防接種のこととか避妊費用とかいろいろな費用がかかっていくわけですが、それを誰がどのように負担するかということをしっかき考えていただきたいというふうに思います。</p> <p>ペット業者の北海道での営業を全部停止するということは非現実的ではありますけれども、例えば基本的にペットの購入の時の税だとかそういったものを導入する一方で、保護猫や保護犬を引き取った方にはそれは軽減されとか減免されとか、そういう新たな流通の仕組みを作るということも、私は広域自治体の北海道としてあるべき姿ではないかなというふうに思っております。ぜひハコモノというところに拘泥することなく、保健所の現場の個人の職員が負担を感じているというところは、施設のあり方も含めて改善していかなければいけない物理的な問題もあるかもしれませんが、動物愛護センターというハコモノではなく、むしろ広域自治体として、そういう文化だとか飼い主の意識を改革していくということですね、軽々にはいかないというふうには思いますけれども、ぜひ幅広い見地からご検討、特に財政状況の厳しい道だというふうに思いますので、ご検討いただくことをご指摘いたしまして、私の質問を終わります。</p>	<p>(環境生活部長)</p> <p>飼い主や事業者への対応についてでございますが、先程委員の方からお話ございましたように、現在動物愛護管理センターの業務につきましては、振興局の環境生活課と保健所が連携をして取り組んでいるところでございます。そのうち動物取扱業の登録、届出、監督のほか、動物の飼い主等への指導、助言、命令、立入検査などにつきましては、これまで、主に振興局環境生活課が事案の状況に応じまして対応をしてきたところでございます。</p> <p>しかしながら動物の虐待や遺棄、安易な繁殖や飼育放棄、動物の鳴き声や悪臭などによる近隣への迷惑問題が、依然として発生をしており、道といたしましては、今後のセンター業務の推進体制におきましても、飼い主や事業者に対する指導等については、効果的に対応することが必要と考えておまして、こうした業務を含め広域的な本道の特性に適した業務のあり方について幅広く検討し、動物の命を尊重しながら、動物との正しいつきあい方を理解し、人と動物が共生する社会づくりに努めてまいりたいと考えております。</p>